

恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会

□日時 平成31年2月14日（木）18時30分～

□場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 自己紹介

5 議事

（1）役員の選任

（2）計画に基づく事業の評価について

（3）報告事項

①「仮称）恵庭市通年型屋外スポーツ施設」整備事業に関するサウン
ディング型市場調査の実施について

②平成30年度歩くことを通したまちづくり事業について

6 その他

7 閉会

○恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会規則

平成28年5月31日

規則第44号

（趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条及び恵庭市スポーツ振興まちづくり条例(平成26年条例第29号)第16条の規定により設置する恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツ関連活動に関する計画その他スポーツ振興に関する重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申し、意見を具申するものとする。

（組織）

第3条 審議会の委員の定数は10人以内とし、スポーツに関する学識経験のある者及びスポーツ関連団体関係者の中から市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部健康スポーツ課において行う。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

恵庭市 運動・スポーツ推進計画 体系図

基本理念	基本方針	基本施策			
		大項目	中項目	小項目	担当
夢と健康を育むまち 「健康・スポーツコミュニティ えにわ」	運動やスポーツを通じた健康の保持推進	I 1 子どもの運動やスポーツ活動の推進	(1) 幼児期からの遊びや運動の習慣づくり	① 親子で遊びや運動に親しむプログラムの提供 ② 幼児期の身体活動の促進 ③ 幼児期からの望ましい栄養・食生活の確立 ④ 子どもひろばなどの活用	渥美委員 平岡委員
			(2) 子どもの体力向上	① 外遊びや歩くことなどによる運動習慣の形成 ② 運動やスポーツ体験機会の充実 ③ 学童クラブ等でのニュースポーツの普及 ④ トップアスリートなどとの交流 ⑤ スポーツ少年団への加入促進支援 ⑥ 保護者、教員、指導者向けの研修機会の充実 ⑦ 丈夫な体をつくる栄養・食生活の推進	渥美委員 平岡委員
			(1) 運動やスポーツへのきっかけづくり	① ニュースポーツ体験機会の充実 ② 歩くなどの運動習慣につながる機会づくり ③ 栄養・食生活や運動などの各種事業の取り組み	阿部委員 松尾委員
				① 住民主体による介護予防の普及啓発 ② 高齢者対象の健康や運動に関する広報活動の推進	阿部委員 松尾委員
			(2) 高齢者の健康づくり	① 日常生活の中で意識して体を動かすことへの啓発 ② 生活習慣予防のための情報の提供 ③ 年齢や健康状況に応じた相談体制の充実	阿部委員 松尾委員
				① 歩くことによる健康づくりの事業の推進 ② ニュースポーツ体験機会の充実 ③ 気軽に参加できるプログラム等の充実 ④ 初心者スポーツ教室などの充実 ⑤ 高齢者も参加しやすいプログラムの充実 ⑥ 障がいのある人への運動やスポーツの普及 ⑦ 施設などへのアクセス向上による運動・スポーツへの参加促進	阿部委員 松尾委員
		3 気軽に参加できる多様な機会の充実	(1) 活動的な生活習慣へのきっかけづくり	① 子育て世代が参加しやすいプログラムの提供 ② 親子でできる運動や遊びプログラムの提供 ③ 働き盛り世代が参加しやすいプログラムの提供	渥美委員 平岡委員
			(2) 気軽に参加できる身近な運動やスポーツ機会の提供	① 各種運動プログラムやスポーツ教室の充実 ② 各種スポーツ大会の開催	渥美委員 平岡委員
			(3) 子育て世代・働き盛り世代への運動やスポーツの機会づくり	① アウトドアスポーツの普及推進 ② ウインタースポーツの普及推進	石山委員 多田委員
			(4) 多様な運動やスポーツの継続支援	① 体育協会への支援や連携の強化 ② スポーツ少年団活動への支援 ③ 競技団体などへの育成支援 ④ 各種競技団体が主管する全国大会などの開催支援 ⑤ 総合型地域スポーツクラブとの連携 ⑥ 地域団体などにおける運動やスポーツの推進	渥美委員 平岡委員
			(5) アウトドア・ウィンタースポーツの振興	① 指導者の発掘と研修機会の拡充 ② スポーツ推進委員やスポーツ指導員による地域スポーツ活動の拡充 ③ 運動やスポーツに関わる人材と地域との連携の強化 ④ スポーツボランティアの意識啓発 ⑤ 健康や運動・スポーツ情報の充実	渥美委員 平岡委員
	II 1 地域の運動やスポーツ活動の充実	(1) 地域で活動する団体などへの支援・連携強化	(1) ジュニア期からの競技力向上	① 地元トップアスリート・競技者による指導機会の拡充 ② 学校部活動などへの専門指導者派遣支援 ③ 選手育成事業などへの支援 ④ 競技指導者などの養成・指導力向上のための研修機会の確保 ⑤ 競技スポーツに必要な栄養・食生活に関する情報の提供 ⑥ 高等教育機関などからのスポーツ医・科学情報の提供	石山委員 多田委員
			(2) 優秀競技者などへの支援	① 国際・全国大会などの出場者への支援 ② 優秀競技者などの顕彰	石山委員 多田委員
		(2) 活動を支える人材の養成・確保	(1) 情報の収集・発信	① 各種情報の収集を目的とした各関係機関などとの情報共有体制の構築 ② 多様な媒体を活用した情報の発信 ③ 健康や運動・スポーツ情報の充実	阿部委員 松尾委員
				① スポーツ観戦の推進 ② トップアスリートの交流の機会づくり ③ 市民と一体となつて行う応援活動の推進	石山委員 多田委員
		2 競技力の向上	(2) スポーツ観戦の機会づくり	① 歩くことで健康を意識でき、快適さを味わうことができる環境づくりの推進 ② 学校スポーツ施設の活用 ③ スポーツ施設の有効活用の推進	石山委員 多田委員
			(2) 計画的な施設管理の推進	① 既存スポーツ施設の整備・改修の推進 ② 通年型屋外スポーツ施設の整備 ③ 利用しやすい施設使用料などの検討	石山委員 多田委員
	III 1 運動やスポーツに関する情報提供の充実	(1) 施設の有効活用	(1) 情報の収集・発信	① 各種情報の収集を目的とした各関係機関などとの情報共有体制の構築 ② 多様な媒体を活用した情報の発信 ③ 健康や運動・スポーツ情報の充実	阿部委員 松尾委員
				① スポーツ観戦の推進 ② トップアスリートの交流の機会づくり ③ 市民と一体となつて行う応援活動の推進	石山委員 多田委員
		(2) スポーツ観戦の機会づくり	(1) 施設の有効活用	① 歩くことで健康を意識でき、快適さを味わうことができる環境づくりの推進 ② 学校スポーツ施設の活用 ③ スポーツ施設の有効活用の推進	石山委員 多田委員
				① 既存スポーツ施設の整備・改修の推進 ② 通年型屋外スポーツ施設の整備 ③ 利用しやすい施設使用料などの検討	石山委員 多田委員
		2 スポーツ施設及び関連施設の充実	(1) 情報の収集・発信	① 各種情報の収集を目的とした各関係機関などとの情報共有体制の構築 ② 多様な媒体を活用した情報の発信 ③ 健康や運動・スポーツ情報の充実	阿部委員 松尾委員
				① スポーツ観戦の推進 ② トップアスリートの交流の機会づくり ③ 市民と一体となつて行う応援活動の推進	石山委員 多田委員

議事 2

計画に基づく事業の評価について

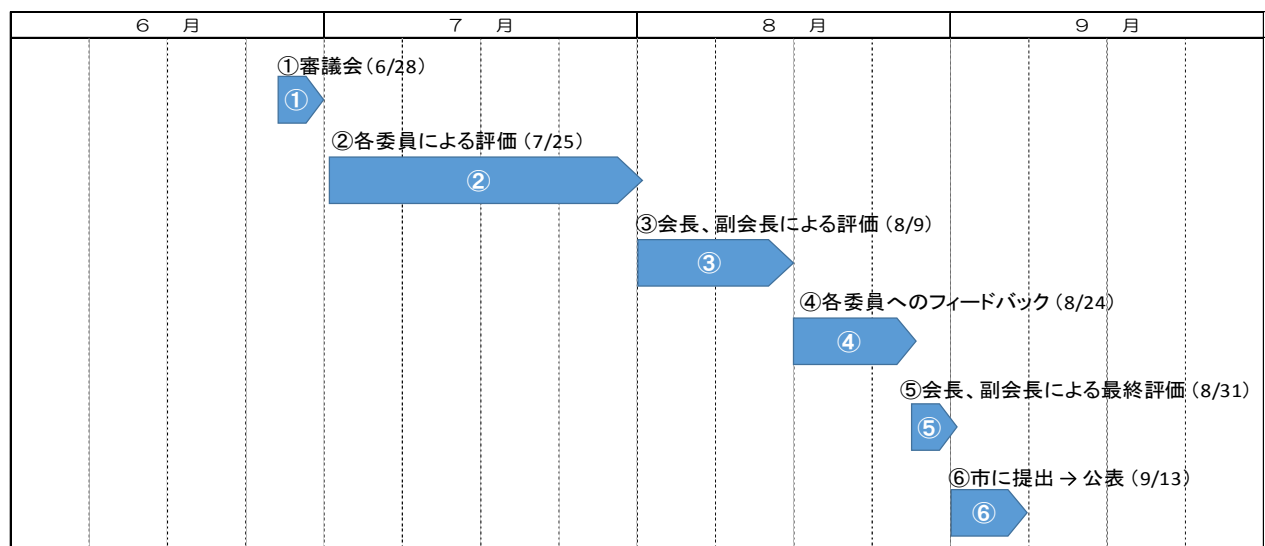
1. 平成30年度事業評価について（確認）

今年度は、平成29年度の実施事業について、市の担当所管で事業評価シートを作成し、そのシートに対し審議会が評価を行い、結果を市に報告しました。

【評価から公表までのながれ】

- ① 審議会を開催し、別紙「恵庭市運動・スポーツ推進計画 体系図」の17の中項目ごとに評価担当者（役割分担）を決め、評価スケジュールを確認。（6/28）
- ② 評価担当者ごとによる評価を行い事務局に提出。（7/25）
- ③ 評価担当者ごとによる評価を会長、副会長が確認し、取り纏め評価を実施（8/9）
- ④ 会長、副会長評価結果を各委員へフィードバック（8/24 まで）
- ⑤ 各委員確認後、会長、副会長へ報告し調整を行う。（8/31 まで）
- ⑥ 評価結果を市へ提出。市は受領後、各担当所管に評価結果をフィードバックし、ホームページで公表。（9/13）

《評価スケジュール》



2. 平成31年度事業評価について（審議事項）

次年度は平成30年度実施事業に対して評価を行うこととなりますが、評価方法やスケジュールについては今年度と同様に実施する。（詳細については6月開催予定の審議会で決定する）

「（仮称）恵庭市通年型屋外スポーツ施設」整備事業に関する サウンディング型市場調査実施要領

1. 調査名称

「（仮称）恵庭市通年型屋外スポーツ施設」整備事業に関するサウンディング型市場調査

2. 調査対象地

建設候補地 恵庭市行政財産（恵庭市黄金中央5丁目 199-19）

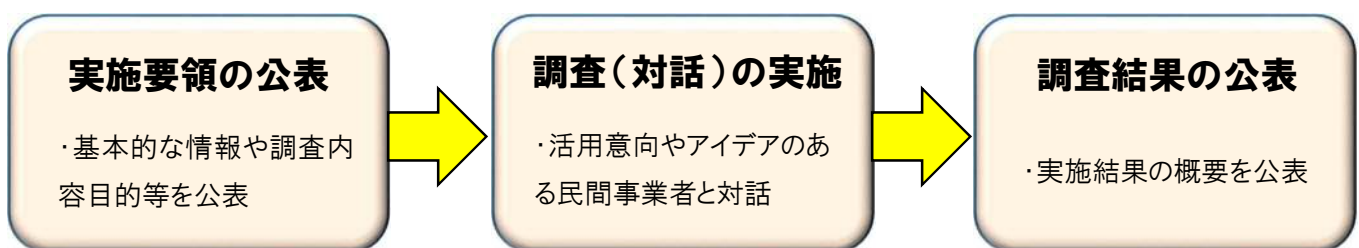
3. 調査目的

恵庭市では、市内に屋内体育施設が4施設、屋外体育施設が14施設（プール、パークゴルフ場を除く）あります。また、小・中学校13校の学校体育館も団体に一般開放しながら、市民の健康増進・体力向上に努めているところです。しかしながら、屋外スポーツ競技団体が通年で活動できる施設が市内には整備されていないことから、冬期間は活動を休止若しくは市外などの施設へ活動場所を求めており、市民の皆様にも不便を強いる状況です。

現在、本施設の整備につきましては、「恵庭市運動・スポーツ推進計画」の計画付けされていることから、スポーツ振興の重要事項の調査審議を行う恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会等であり方等について、検討が進められております。

については、通年型屋外スポーツ施設を、単純に建設候補地に建設するだけでなく、民間事業者のノウハウの活用やコストの低減、事業効率の向上につながる適切な整備手法や付加価値といった民間事業者との連携可能性を検討し、スポーツ振興のみならず、地域の活性化につなげていくことを目的として本調査を実施します。

4. 調査のスケジュール



日 程	内 容
平成31年2月15日(金)	サウンディング調査の実施要領を公表
平成31年2月15日(金)～ 2月28日(木)	現地見学受付期間(期間内に随時申し込みを受け 日程調整します) *別紙1 様式
平成31年2月25日(月)～ 3月8日(金)	現地見学(日程を調整のうえ、見学日をお知らせし ます)

平成31年2月15日(金)～3月11日(月)	質問受付期間
平成31年3月18日(金)	質問回答
平成31年3月18日(金)～3月27日(水)	参加申込受付期間*別紙2様式
平成31年3月29日(金)	個別聞き取り調査のための実施日時及び場所の連絡
平成31年4月1日(月)～ 4月12日(金)	個別聞き取り調査(対話)の実施期間
平成31年5月中旬以降	調査結果概要の公表

※各日程について、開庁時間外は対応できません。

※開庁時間は、土日休祝日を除く平日の8:45～17:15です。

5. 建設候補地の基本情報

		建設候補地 (恵庭市総合体育館 向い雑種地)
土地の状況	所在地	恵庭市黄金中央5丁目199-19
	所有	市
	敷地面積	約17,000㎡
	その他	敷地内に、高木・低木植栽あり(伐採・抜根は可能)
敷地条件	用途地域	第二種住居地域
	建蔽率	60%
	容積率	200%
	その他	一部敷地を、総合体育館臨時駐車場として利用
敷地内・周辺の公共施設(竣工年)		恵庭市総合体育館(S60)
敷地周辺の主な施設等		北海道文教大学 ※同校付属高校(北海道文教大学付属明清高校開学予定)
アクセス		【車利用】 道央自動車道 恵庭ICから道々恵庭岳公園線を北東方向へ約10分(3.9km) 【バス利用】 JR恵庭駅(東口)からえにわコミュニティーバスに乗車し、「文教大学」停留所で下車(約5分) 【徒歩】 JR千歳線「恵庭駅(東口)」から約16分(約1.3km)
その他状況		

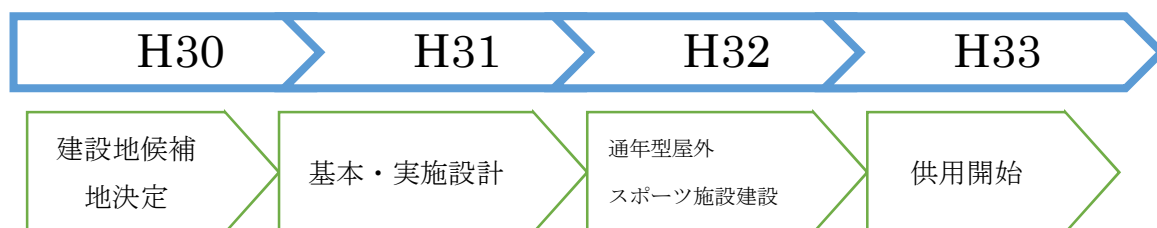
＜案内図＞

JR恵庭駅

1,000 500 0 1,000



7. 事業スケジュール(素案)



8. サウンディングでの対話内容

サウンディングの内容については、「5. 建設候補地の基本情報」を踏まえて、次の事項について、事業アイデア等をお聞かせください。

(1) 通年型屋外スポーツ施設整備(建設)における民間活力の導入による事業手法・アイデア

標記施設の建設候補地において、施設を整備(建設)する場合に期待できるPPP事業手法等の提案や、民間事業収益で運営が可能な民間施設サービス(事業実施にあたり何らかの行政による支援が必要であればその内容等)などがあればお聞かせください。

9. 留意事項(必ずご覧の上、ご参加ください。)

(1) 参加および対話内容の扱い

- 対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。
- 対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものでないことをご理解ください。

(2) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 参加申込書提出時点で、恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は北海道暴力団の排除の推進に関する条例(平成22年北海道条例第57号)第15条に違反している事実がある者並びに恵庭市暴力団排除条例(平成26年12月恵庭市条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2号に規定する暴力団員等、同条例第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者をいう)
- オ 国税及び地方税を滞納している者

(3) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話(文書照会含む)を行うことがあります。ご協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

- 調査(対話)の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- 公表にあたっては、事業者のアイデア及びノウハウ保護のため、事前に参加事業者等に内容の確認を行います。
- 参加事業者等の名称は、公表しません。

(2)調査(対話)に関する費用および説明資料の提出

調査(対話)への参加に要する費用は、参加事業者の負担となります。

10. 担当課(連絡先および問合先)

本件に関する問合せ、連絡等について、開庁時間外は対応できません。

なお、開庁時間は、土日休祝日を除く8:45～17:15です。

恵庭市 保健福祉部 健康スポーツ課

所在地:〒061-1442 恵庭市緑町2丁目1-1 えにあす2階

電話:0123-25-5727(直通)

E-mail:kenkousports@city.eniwa.hokkaido.jp

恵庭市公式ウェブサイト:<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp>

＜(仮称)恵庭市通年型屋外スポーツ施設整備事業＞
現地見学会申込シート

1	法人名		
	所在地		
	(グループの場合) 構成法人名		
	サウンディング 担当者	お名前	
		所属法人名	
		部署	
		e-mail	
電話番号			
2	出席予定者氏名	所属法人名・部署・役職	

※ 説明会への出席者は、1法人(グループ)につき3名以内としてください。

＜(仮称)恵庭市通年型屋外スポーツ施設整備事業＞
エントリーシート

1	法人名		
	所在地		
	(グループの場合) 構成法人名		
	サウンディング 担当者	氏 名	
		所属法人名	
		部署	
e-mail			
	電話番号		
2	対話の希望日を、半日単位で第3希望日まで記入し、時間帯をチェックしてください。 ◆ 対話の実施期間は、4 月 1 日(月)～ 4 月 12 日(金)の午前9時～午後5時とします。		
	①	月 日 ()	☐ 午前 ☐ 午後
	②	月 日 ()	☐ 午前 ☐ 午後
	③	月 日 ()	☐ 午前 ☐ 午後
	3	対話出席予定者お名前	所属法人名・部署・役職

※ 申込期間終了後、担当者から実施日時及び場所をe-mailでご連絡します。

(ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。)

※ 対話への出席者は、1グループにつき5名以内としてください。

通年型屋外スポーツ施設の整備について

平成19年度より屋外スポーツ競技における冬期間の練習場所の確保や競技レベルの向上等を満たす施設の整備に向けた議論を開始し、これまで平成23年5月に「(仮称) 通年型屋外スポーツ施設基本構想」に基づき取り進めてきたところであります。

現在、本施設の整備につきましては「第5期恵庭市総合計画前期基本計画（平成28年度～32年度）」及び平成28年に策定された「恵庭市運動・スポーツ推進計画」に位置付けているところです。

平成29年10月に「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会」よりいただいた意見（観点）を新たに加え、屋外スポーツの冬季活動拠点として、次のとおり整備に向け取り進めることとしています

施設整備に対する「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会意見」

項目	内 容	
構造	○ 多目的利用が可能な構造	屋外競技スポーツ（テニス、野球、サッカー等）の冬期間の練習場として活用することを念頭に、競技の特性を考慮した構造とする。 ※天井高の確保（10m程度）や人工芝など
	○ 寒冷地仕様	冬期間の積雪等を考慮した耐久性のある構造とする。
規模	○ 1,200㎡程度 （30m.×40m.）	屋外競技スポーツの練習場として活用することはもとより、多目的（イベント等）に活用が可能な施設規模（面積）とし、概ね 1,200 ㎡とする。
設置場所	○ 公共用地未利用地や公共施設の隣接地の活用	恵庭市公共施設等総合管理計画に基づき、新たに土地を取得することをせず、未利用地の活用を行い公共用地総量の抑制に努めるものとする。 公共施設の隣接地を検討し、設備（トイレなど）の共有、駐車場など付帯設備の併用など施設の建設費や維持管理費の抑制に努めるものとする。 ※恵庭市総合体育館周辺の市有地
施設運用	○ 稼働率を考慮した運営	学校教育（保育園から大学まで）や民間（スポーツクラブなど）の活用も視野に入れた検討を行うものとする。
	○ 民間活用の検討	公共施設総量抑制の観点を踏まえ、民設公営等の整備・運営手法を取り入れ、民間を活用した整備・運営手法を検討するものとする。

平成 30 年度歩くことを通したまちづくり事業について

1. 目的及び趣旨

歩くことを通して市民全体の健康意識や健康増進活動の向上並びに地域交流を推進し、健康づくりを推進するまちづくりにつなげることを目的に、歩くことが楽しくなる仕掛けづくり、歩くことを支援する仕組みづくり、健康づくりと融合したまちづくりの3つの推進方針を基に、市民活動団体（3団体）・教育関係・一般企業・関係部署等と連携を図りながら、平成28年度より3年間試行として実施しました。

2. 事業実施期間

平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日

3. 内容

①歩くイベントの開催 参加者数 2,056 人

えにわウォークラリー等のイベント開催、パネル展示・健康講座等の普及啓発、市内大学及び市民活動団体による自主事業と連携。

②えにわ健康チャレンジ・スタンプラリーの実施 参加者数 2,083 人

③まちなか休憩所の設置（市内35か所） 利用者数 10,089 人

休憩所としてトイレ・水飲み場・休憩の他、健康情報発信基地として活用。

4. 3年間の試行における実績

【H28～H30事業実績数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業参加者数	2,226 人	3,180 人	4,139 人
協力団体数	10 団体	17 団体	25 団体
休憩所設置数	21 か所	30 か所	35 か所
休憩所利用者数※	1,224 人	6,643 人	10,089 人

※ 休憩所利用者数は、えにわ健康チャレンジ・スタンプラリー参加者結果に基づく

5. 次年度以降の歩くことを通したまちづくり事業について

市民及び関係団体より一定の評価をいただいていることから、平成31年度より本実施として引き続き関係団体と連携し、「通年を通した事業展開」等の新たな取り組みについて検討しながら実施していきます。